

消耗品等購入のための学生会費使用についての提案

現在、学生会費の使用については代議員総会にて全ての使用に対して発案の義務があり、翌月の総会にて決議された場合、予算がおりるという仕組みになっています。
しかし議題として出すにはあまりにも細かい消耗品購入の場合もあります。そのため学生会費一部の使用を以下の方法にて可能にしていただきたいと思います。

- ・学生会費のうち、年間5万円を教学事務室が既存の学生会費で購入している消耗品の購入、備品の修理等で使用できる。
- ・学生会費の決算報告で何に使用したのかを必ず明文化。

例) 置き傘の充実 スポーツ用品の修理

次回総会にて決議をお願いします。